

(6) 種馬鈴しょ検疫実施要領

昭和49年8月31日 49農蚕第5333号
最終改正 平成26年5月21日 26消安第691号

(総則)

第1 種馬鈴しょの検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号。以下「規程」という。）に定めるほか、この要領により実施するものとする。

(補助員の設置等)

第2 植物防疫所長は、毎年度検査申請書の提出期に先立ち、馬鈴しょの病菌害虫に関する知識を有する者に、辞令（別記第1号様式）を交付して種馬鈴しょ防疫補助員（以下「補助員」という。）を委嘱し、植物防疫官が行う検査の事務を補助させるものとする。

2 植物防疫官は、市町村等の地区ごとに、種馬鈴しょ生産者（以下「生産者」という。）に代表者を互選させ、その氏名を通知させるものとする。

3 補助員は、前項の規定により互選された代表者（以下「代表者」という。）に対し、植物防疫官を補助して検査実施の事務を担当すること及び規則第32条第1項に定める検査申請書の受付者たることを通知するものとする。

4 植物防疫所長は、病菌害虫の発生状況等を勘案して必要と認めた場合には、補助員及び生産者に対し、病菌害虫の防除等に関する講習を行うものとする。

(検査申請書の受理等)

第3 補助員は、代表者から必要部数の検査申請書を受け付けたときは、1部を控えとし、残部に集計表（別記第2号様式）を添えて道県を経由し植物防疫官に提出するものとする。

2 植物防疫官は道県を通じて及び道県は補助員を通じて、規程第7条第1項のジャガイモシストセンチュウの発生している地域（以下「ジャガイモシストセンチュウ発生地域」という。）の代表者に対し、植物防疫官がジャガイモシストセンチュウに係る植付予定ほ場の検査を種馬鈴しょの植付け前に終了しうる期日までに検査申請書を提出するよう指導するものとする。

3 ジャガイモシストセンチュウ発生地域は、別表1に掲げる地域とする。

(検査期日の通知)

第4 植物防疫官は、検査期日をあらかじめ道県を通じ補助員に通知するものとする。
2 補助員は、植物防疫官の検査期日を、あらかじめ代表者を通じ生産者に通知するものとする。

(補助員の階層区分等)

第4の2 補助員は、生産者に対し、バイラスリ病株の抜取り等の病菌害虫の防除措置等を的確に行うよう指導するとともに、ほ場検査前に、すべてのほ場について階層区分を行ふものとする。

2 前項の階層区分は、バイラスリ病株等の識別がよく行われ、かつ、その抜取り等の病菌害虫の防除措置等が適確に行われているほ場をA階層とし、それ以外のものをB階層とすることにより行うものとする。

3 補助員は、生産者に対し、第1項の階層区分けの期日及び内容をあらかじめ周知させ、バイラスリ病株の抜取り等の病菌害虫の防除措置等を当該期日前に行うよう指導するものとする。

4 補助員は、生産物検査前に生産物の選別を完了するよう生産者に対し指導するとともに、当該選別の状況を調査するものとする。

5 補助員は、病菌害虫の防除状況、階層区分けの実施結果、生産物の選別状況等について、補助員野帳（別記第3号様式）に記録するとともに、必要に応じ植物防疫官に報告するものとする。

（検査の方法等）

第5 検査は、別表2に掲げる方法により行うものとする。ただし、別表3の検査の欄に掲げる検査ごとに同表の地区の欄に掲げる地区においては、同表の記録審査の欄に掲げる検査の全部又は一部は、第4の2第5項による補助員野帳の記録を審査することにより行うことができるものとする。

（検査合格の基準）

第6 規程第8条第1号ロ（2）に定める隣接する土地の範囲は、植付ほ場から最低5メートル以内の土地とする。ただし、この間にアブラムシの移動を防ぐため適当な障壁が設けてある場合はこの限りでない。

2 植付ほ場から最低5メートル以内の土地に馬鈴しょバイラス病に罹病していると認められる馬鈴しょがない場合には、原則として、種馬鈴しょの生産に適した条件にあると認められるものとする。

3 規程第8条第2号ロに定めるバイラスリ病株を認めないこととは、次のいずれかに該当することとする。

（1）検査の申請に係るほ場のすべてを検査する場合には、り病株の残存率が0.3%未満であること。

（2）検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、抽出した全ほ場におけるり病株の平均残存率が0.1%以内で、かつ、り病株の残存率が0.3%以上のほ場の数が抽出したほ場の数の20%以内であること。ただし、り病株の残存率が0.3%以上であるほ場を除く。

4 規程第8条第2号ロに定める青枯病り病株を認めないこととは、り病株の残存率が2%未満であることとする。

5 規程第8条第2号ホに定めるアブラムシ及びヨコバイの発生量の基準は、1株当たりおおむね50頭を超えるア布拉ムシ及びヨコバイが付着する株の数が抽出した株の数の過半数を超えないものとする。

6 検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、ほ場検査の結果、青枯病、疫病、黒あざ病又はア布拉ムシ及びヨコバイの合格の基準に適合しないほ場の数が抽出したほ場の数の20%を超える場合には、当該検査の申請に係るほ場のすべてを合格としないこととする。

7 規程第8条第3号イに定めるジャガイモガによる被害を認めないこととは、被害を受けた馬鈴しょの数が抽出した馬鈴しょの数の1%を超えないこととする。

8 規程第8条第3号ニに定めるくわ、有害動物等による損傷には、軽微なものは含まれないものとする。

9 植付けの遅延、葉の損傷、雑草の繁茂等のため検査の実施が著しく困難な場合は、当該ほ場の検査を中止することができるものとする。

(植物防疫員の検査)

第7 植物防疫員は、植物防疫官の指示に基づき、植物防疫官に代わって検査を実施できるものとする。

(合格数量の調査)

第8 植物防疫官は、ほ場検査終了後検査に合格している馬鈴しょについて原則として各ほ場別、品種別に補助員をして掘り取りの方法により収量の調査を実施させるものとする。

2 補助員は、掘り取り調査の結果等を勘案して各ほ場別、品種別の予想数量を取りまとめ、合格ほ場一覧表（別記第4号様式）により道県を経由して植物防疫官に報告するものとする。

(検査結果の報告)

第9 植物防疫員は、植物防疫官の指示による検査の結果について、検査野帳（別記第5号様式）をもって植物防疫官に報告するものとする。

2 植物防疫官は、検査結果を前項の検査野帳に記録し一定期間保存するものとする。

3 植物防疫所長は、検査結果を取りまとめ、検査成績表（別記第6号様式及び第7号様式）により消費・安全局長に報告するものとする。

(検査結果の通知等)

第10 植物防疫官は、検査の合否及び不合格となった場合にあってはその理由を、補助員を通じ、生産者に対し通知するものとする。

2 生産者は、検査に不合格となったほ場について、不合格の理由について不服があるときは、補助員を通じ植物防疫官に対しその理由について説明を求めることができる。

(検査合格証明書及び合格証票の交付)

第11 植物防疫官は、検査に合格した生産物を所有する生産者に対し検査合格証明書（規則第21号様式）及び同合格証票（規則第22号様式）を補助員を通じ交付するものとする。

2 補助員は、前項の検査合格証票の交付に際し、第8第2項の合格ほ場一覧表に交付した検査合格証票の枚数を記入するものとする。

3 補助員は、生産者に対し、生産物の出荷に際し検査合格証票の品種、栽培地及び生産者氏名欄に記入するよう指導し、必要により記入を確認するものとする。

(ジャガイモシストセンチュウ発生地域の指定等)

第12 各道県植物防疫主務部長は、第3の3により別表1に定めるジャガイモシストセンチュウ発生地域以外の地域において、ジャガイモシストセンチュウの発生が新たに確認された場合は、別記第8号様式により当該道県の区域を管轄する植物防疫所長に報告するものとする。

なお、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成12年4月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知）又は重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）による報告は、別途これらの通知に定めるところにより行うものとする。

2 植物防疫所長は、1の報告内容について、必要な情報が記載されていることを確認した上で、消費・安全局長に報告するものとする。

3 消費・安全局長は2の報告を受けた場合、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に基づく字の区域又は市町村の行政区設置条例に基づく行政区（以下「字等」という。）を単位として当該地域をジャガイモシストセンチュウ発生地域に指定する。

ただし、報告内容から、ジャガイモシストセンチュウ発生地域が当該字等の一部区域に限定されており、かつ、次の全ての条件を満たしていると判断される場合は、当該字等の一部区域のみをジャガイモシストセンチュウ発生地域に指定するものとする。

(1) 河川や山林等の地形要因からジャガイモシストセンチュウのまん延防止が図られると判断できること。

(2) 市町村等の実施するジャガイモシストセンチュウまん延防止対策が有効であると判断できること。

4 ジャガイモシストセンチュウの発生が新たに確認された地域について、当該地域がジャガイモシストセンチュウ発生地域に指定されるまでの間、植物防疫官は、ジャガイモシストセンチュウ発生地域と同様の取扱いをするものとする。

(違反出荷に対する措置)

第13 植物防疫官は、法第13条第4項の規定に違反して譲渡され又は検査を受けた栽培地の属する道県外へ移出された疑いのある種馬鈴しょを所持している者を発見したときは、直ちに植物防疫所長に報告するものとする。

2 植物防疫員又は補助員は、前項の違反の疑いがある種馬鈴しょを発見したときは、直ちに所持者の住所、氏名等を植物防疫官に報告するものとする。

3 植物防疫官は、法第13条第4項に違反した種馬鈴しょの廃棄をするときは、植物防疫所長の指示によりこれを行うものとする。

別表 1 (第3第3項関係)

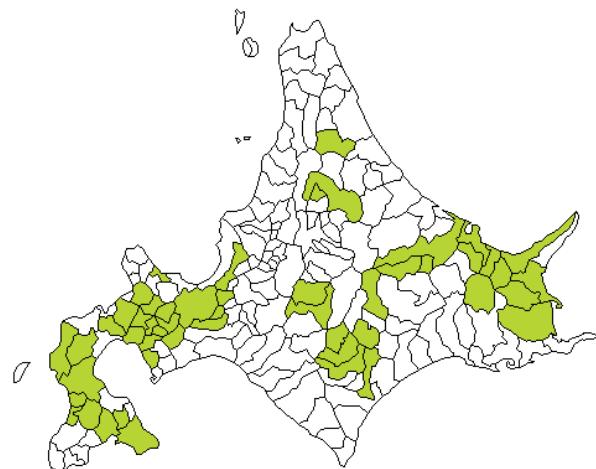
ア ジャガイモリストセンチュウ発生地域

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
北海道	網走郡	大空町	東藻琴清浦、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進及び東藻琴明生地区
	網走市		稻富、卯原内、浦士別、音根内、嘉多山、北浜、清浦、向陽ヶ丘、越歳、栄、昭和、豊郷、中園、能取、二見ヶ岡、鱒浦、丸万、実豊、明治、藻琴、山里及び呼人地区
	虻田郡	喜茂別町	相川、金山、栄、尻別、鈴川、知来別、中里、花丘、比羅岡、福丘、伏見、富士見台、双葉、御園及び留産地区
		京極町 俱知安町	春日、川西、北岡、更進、錦、松川及び三崎地区 出雲、岩尾別、寒別、北3条、北4条、北6条、北7条、琴平、末広、高砂、高見、翼、峠下、豊岡、比羅夫、富士見、扶桑、瑞穂、南4条及び八幡地区
		洞爺湖町 豊浦町 ニセコ町	大原、香川、富丘及び花和地区 山梨地区
		真狩村 留寿都村	有島、黒川、近藤、里見、曾我、峠、富川、豊里、西富、ニセコ、福井、宮田、元町及び羊蹄地区 美原地区を除く全地区
		留寿都村	全地区
	石狩郡	当別町	下川町、美里及び若葉地区
	磯谷郡	蘭越町	日出及び湯里地区
	岩内郡	共和町	老古美、前田、南幌似及び梨野舞納地区
	恵庭市		柏木町、北柏木町1丁目、下島松、中島松及び西島松地区
	江別市		大麻、西野幌及び東野幌地区
	帶広市		愛國町東部、泉町中部及び以平町北東部地区
	河西郡	芽室町	上関山及び坂の上地区
	河東郡	音更町 上士幌町	共力地区 勢多、萩ヶ岡及び北門地区
	上川郡	剣淵町 清水町	旭町及び藤元町地区 羽帶中央及び御影中央地区
	亀田郡	七飯町	大川及び鳴川町地区
	川上郡	弟子屈町	川湯、屈斜路、原野、札友内、南弟子屈及び美留和地区
	北広島市		大曲、北の里、西の里椴山及び南の里地区

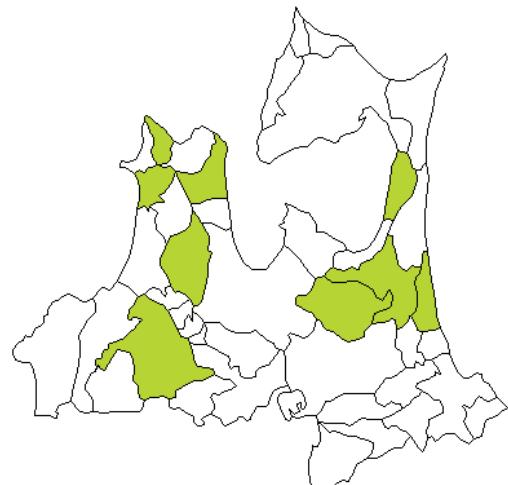
道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
北海道	北見市		常呂町字岐阜、常呂町字共立、常呂町字土佐及び常呂町字富丘地区
	久遠郡	せたな町	北檜山区徳島、北檜山区豊岡及び瀬棚区共和地区
	札幌市		北区新琴似9条、北区屯田6条、白石区北郷2条及び南区滝野地区
	標津郡	標津町 中標津町	川北地区 開陽、北中、協和、俵橋、豊岡、西竹及び武佐地区
	士別市		西士別町地区
	斜里郡	清里町 小清水町 斜里町	青葉、上斜里、神威、川向、江南、向陽及び札弦地区 全地区 以久科北、以久科南、ウトロ、川上、越川、朱円、朱円西、朱円東、大栄、豊倉、豊里、中斜里、日の出、富士、美咲、三井、峯浜及び来運地区
	寿都郡	黒松内町	東栄及び本ネップ地区
	瀬棚郡	今金町	神丘、金原及び鈴岡地区
	空知郡	南富良野町	浅野西、北落合及び市街地地区
	伊達市		大滝区豊里町地区及び南稀府町地区
	常呂郡	置戸町 訓子府町	川南第4地区 柏丘、高園、北栄及び弥生北地区
	中川郡	美深町 幕別町	小車、西里、仁宇布及び報徳地区 明野地区
	爾志郡	乙部町	旭岱及び姫川地区
	野付郡	別海町	大成、西春別清川町及び西春別幸町地区
	函館市		赤坂、旭岡、石川、石倉、亀田中野、桔梗、昭和、陣川、新湊、鈴蘭丘、瀬戸川、滝沢、鶴野、豊原、中野、西桔梗、古川、米原及び見晴地区
	檜山郡	厚沢部町 江差町 上ノ国町	下新栄、社の山、滝野地区及び美和地区 小黒部町、泊町及び柳崎町地区 北村地区
	二海郡	八雲町	栄浜及び東野地区
	富良野市		西達布地区
	北斗市		追分、追分1丁目、押上、桜岱、文月、向野、茂辺地及び矢不来地区
	余市郡	仁木町 余市町	然別地区 豊浜町及び登町地区

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
青森県	上北郡	七戸町 東北町 横浜町	森ノ下地区 後久保及び保戸沢家ノ上地区 家ノ前川目、夷ヶ沢平、上イタヤノ木、川太郎川 目、太郎須田、豊栄平、吹越、大豆田及びモダシ 平地区
	五所川原市		金木町芦野及び金木町川倉七夕野地区
	東津軽郡	外ヶ浜町	蟹田小国館下地区
	弘前市		一町田村元地区
	三沢市		天ヶ森、五川目4丁目、大津、大津2丁目、大津 4丁目、織笠、北山、淋代4丁目、淋代5丁目、 淋代平、鹿中2丁目、鹿中4丁目、下夕沢、下野、 水筒、園沢、戸崎、庭構、三川目4丁目、向平、 谷地頭1丁目及び横沢地区
長崎県	諫早市		小長井町打越、小長井町小川原浦、小長井町川内 及び小長井町田原地区
	雲仙市		愛野町甲、愛野町乙、吾妻町栗林名、吾妻町馬場 名、小浜町金浜、小浜町山畠、国見町土黒庚及び 瑞穂町西郷丁地区
	島原市		有明町湯江乙地区
	南島原市		加津佐町甲、加津佐町乙、加津佐町丙、加津佐町 丁、加津佐町己、南有馬町甲、南有馬町乙、南有 馬町丙、南有馬町丁、南有馬町戊及び南有馬町己 地区
熊本県	天草市		五和町二江通詞島地区

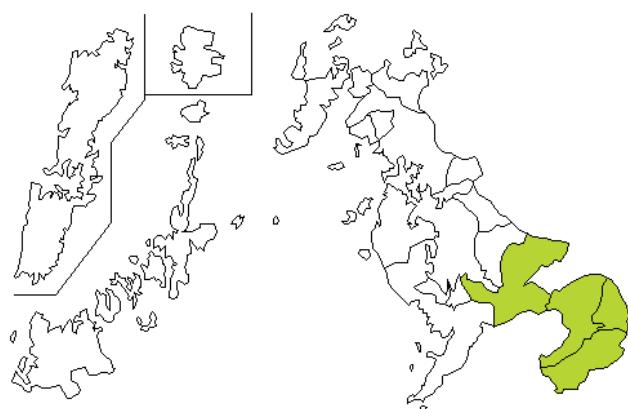
イ ジャガイモストセンチュウ発生市町村
(ア) 北海道



(イ) 青森県



(ウ) 長崎県



(オ) 熊本県

